

高松市・香南町合併協議会会議録
第 1 回 会 議

平成 1 6 年 2 月 9 日 (月)

高松市・香南町合併協議会

高松市・香南町合併協議会会議録

第1回会議

- 1 日時
平成16年2月9日(月)午前9時30分開会・午前11時16分閉会
- 2 場所
高松市役所 13階大会議室

3 出席委員 23人

会長	増田昌三	委員	田中宏和
副会長	谷輝男	委員	赤松千壽
委員	井竿辰夫	委員	石丸末夫
委員	川田茂	委員	石丸英正
委員	山田徹郎	委員	河田澄
委員	加藤卓也	委員	中村靖
委員	菰渕将鷹	委員	野田法子
委員	中條照明	委員	太田繁夫
委員	梶村傳	委員	栗田光子
委員	大浦澄子	委員	伊賀裕之
委員	三笠輝彦	委員	辻正雄
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 なし

5 事務局

事務局長	林昇	総務班 兼調整班	矢野充伸
事務局次長	加藤昭彦	総務班 兼計画班	林田競一
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井隆	総務班	黒淵博美
総務班長 兼調整班	安西正門	調整班長	藤川幸彦
総務班	森田大介	計画班	山上龍二

会 議 次 第

1 開会

2 会長及び副会長あいさつ

3 委員等紹介

4 議事

報告事項

報告第1号 高松市・香南町合併協議会規約について

報告第2号 高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書について

議案事項

議案第1号 高松市・香南町合併協議会会議規程について

議案第2号 高松市・香南町合併協議会会議傍聴規程について

議案第3号 高松市・香南町合併協議会会議録等閲覧規程について

議案第4号 高松市・香南町合併協議会幹事会規程について

議案第5号 高松市・香南町合併協議会幹事会部会規程について

議案第6号 平成15年度高松市・香南町合併協議会事業計画について

議案第7号 平成15年度高松市・香南町合併協議会予算について

議案第8号 合併協定項目について

議案第9号 合併協定項目の協議方針について

協議事項

協議第1号 合併の方式（協定項目第1号）について

協議第2号 合併の期日（協定項目第2号）について

協議第3号 市の名称（協定項目第3号）について

協議第4号 市の事務所の位置（協定項目第4号）について

5 その他

市町村の合併の特例に関する法律の概要等について

高松市・香南町合併協議会第2回会議の開催予定について

6 閉会

午前 9時30分 開会

会議次第1 開会

事務局長 それでは、予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・香南町合併協議会第1回会議を開会いたします。

皆様方には、何かと御多忙中のところ、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この合併協議会の会議の開会あるいは閉会につきましては、本来、議長の権限ということになりますが、本日は本合併協議会の初めての会議でございますし、また、このような取り扱いを定める会議規程も後ほど御協議をいただくこととなっておりますことから、まことに僭越ではございますが、本日、議事に入りますまでの間、本合併協議会の事務局長に任じられました私、林の方で進行させていただきますので、よろしく御理解の上、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本合併協議会の会議の公開及び傍聴の取り扱いでございますが、これにつきましても、後ほど会議規程等を御協議いただきますので、それらの規程が決定されるまでの間は、特例的な形での会議の公開、傍聴の許可ということにさせていただきたいと思っておりますので、あわせてよろしく願いをいたします。

それでは、お待たせをいたしました。会議に入らせていただきます。

会議次第2 会長及び副会長あいさつ

事務局長 会議次第の2「会長及び副会長あいさつ」でございますが、まず、高松市・香南町合併協議会の会長であります増田高松市長よりごあいさつを申し上げます。

増田会長 おはようございます。合併協議会規約に基づき、協議の結果、本協議会の会長を務めさせていただくことになりました高松市長の増田昌三でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

高松市・香南町合併協議会第1回会議の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員皆様方には、本日、何かと御多用の中を御出席賜り、まことにありがとうございます。

さて、今日、少子・高齢化や急激な情報化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中で、国及び地方自治体の財政は極めて厳しい状況が続いておりまして、特に地方財政は、今後、三位一体改革の影響によりまして、ますます厳しさを増すことが予測されております。

また、本格的な分権の時代を迎え、これからのまちづくりは、これまでの国主導ではなく、自己決定と自己責任の原則に基づき、自分たちの地域のことは自分たちで考え、判断し、実行するということが強く求められておりまして、今後、地域の自立と独自性の発揮による地域みずからのまちづくりを進めていくためには、それにふさわしい行財政能力・

権限と行政組織体制を確立することが不可欠であると存じます。

そのための最も効果的な手法として、行政コストを縮減し、住民サービスのための財源の効果的な確保と効率的な行政組織体制の整備が可能となる「合併」が、大きなテーマとして取り上げられておるところでございます。各自治体におきましても、それぞれの立場で合併についての検討が真剣になされておるところでございます。

このような中、高松市と香南町とは、他の近隣町とともに合併検討会を設置し、一昨年11月には報告書が取りまとめられるなど、合併について、ともどもに検討を重ねてきたところでございますが、このたび、香南町住民の皆様様の熱意により合併協議会が設置されたところでございます。

私といたしましては、この協議会の場において、両市町の行財政状況を初め、各種の制度や住民サービスの現況を踏まえながら、合併に係るさまざまな課題や問題点、対応策などについて広くオープンに議論する中で、住民として、合併についての適切な判断が行えるよう、両市町の将来展望と住民福祉向上の観点から建設的な議論が行われることを期待するものでございます。

どうか、委員の皆様方におかれましては、円滑な会議運営ができますよう、格別の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、副会長であります谷 香南町長よりごあいさつを申し上げます。

谷 副会長 おはようございます。ただいま御紹介いただきました香南町長の谷でございます。高松市・香南町合併協議会の第1回の会議が開会されるに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さんには、本日は公私ともにお忙しい中、時間を割いて御出席を賜り、まことにありがとうございました。

また、去る2月2日、高松市・香南町合併協議会が発足し、私が副会長を務めさせていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これまで、香南町は、高松市の隣接町として、また、高松地区広域市町村圏振興事務組合を通じ、市長を初め、市議会議員、行政役職員、市民の皆さんには、本町に対しまして格別な御高配をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、香南町は、近年、高松空港の所在する町として社会資本整備が進展するとともに、保健、福祉、産業、教育環境の整備など、「花と緑にあふれ、人が輝く住みよい町づくり」を目標にし、「全町公園化構想」を町の将来の姿として進めており、豊かな自然と都市的、また文化的機能の調和のとれた町に発展しつつあると思っております。

今日、国が推進する三位一体の改革により、地方財政は、地方交付税や国庫補助金の削減など厳しい財政状況の中、真に住民に必要なサービスを効率的に行う、地方分権型社会

にふさわしい行政運営が求められております。このような将来への不安から今回の住民発議が行われ、議会の議決になったものと考えております。

このたびの合併協議会は、単に行政体を大きくするだけでなく、これまで住民にとって身近であった行政と同様に、住民の思いが生かされてきた住民自治が損なわれることなく、これまで暮らしてきた生活・文化が継続されるよう住民の不安を払拭することが必要です。合併をした場合に、新しい市が将来ビジョンを描き、どのような地域づくりを考えるのかなど、十分な協議を重ね、住民の期待にこたえてまいりたいと思っております。

また、この機会をお願いをしておきたいと思っておりますが、高松市においては、この協議会を含め、5つの協議会が立ち上がっております。市全体の姿を描く上からも、そしてそれぞれの地域づくりを考える上からも、本来一つの協議会として協議を進めるべきことを提案しておきたいと思っております。

最後になりましたが、委員の皆様におかれましては、合併特例法の期限であります平成17年3月末に向けて、合併協議会での協議結果が住民に理解されるものとなりますよう活発な御議論をいただき、円滑な協議が進められますよう期待をいたしております。

皆様方の御尽力をお願い申し上げます、ごあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

会議次第3 委員等紹介

事務局長 それでは次に、会議次第の3「委員等紹介」に移ります。

お手元の高松市・香南町合併協議会委員等名簿に基づきまして御紹介をさせていただきます。

まず初めに、先ほどごあいさつを申し上げました本合併協議会会長であります高松市の増田昌三市長でございます。（自席で起立の上、会釈またはあいさつ。あいさつの発言は省略。以下同様）

同じく、先ほどごあいさつを申し上げました本合併協議会の副会長であります香南町の谷 輝男町長でございます。

次は、高松市の井竿辰夫助役でございます。

香南町の川田 茂収入役でございます。

次は、議会の正・副議長に移りますが、高松市議会の山田徹郎議長でございます。

香南町議会の加藤卓也議長でございます。

高松市議会の菟淵将鷹副議長でございます。

香南町議会の中條照明副議長でございます。

次に、市町の議会議員に移りますが、高松市議会の梶村 傳議員でございます。

同じく高松市議会の大浦澄子議員でございます。

同じく高松市議会の三笠輝彦議員でございます。

同じく高松市議会の森谷芳子議員でございます。

次は、香南町議会の田中宏和議員でございます。

同じく香南町議会の赤松千壽議員でございます。

同じく香南町議会の石丸末夫議員でございます。

同じく香南町議会の石丸英正議員でございます。

次に、学識経験者の紹介に移ります。高松市の河田 澄様でございます。

同じく高松市の中村 靖様でございます。

同じく高松市の野田法子様でございます。

次は、香南町の太田繁夫様でございます。

同じく香南町の栗田光子様でございます。

同じく香南町の伊賀裕之様でございます。

次に、合併協議会設置請求代表者の紹介に移ります。香南町の辻 正雄様でございます。

以上23名が、本合併協議会の規約に基づく会長及び委員でございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、その下に記載をしております監査委員でございますが、先般、増田会長の方から本合併協議会の規約に基づき、高松市の北原和夫代表監査委員及び香南町の瀧本春夫代表監査委員のお二人を委嘱しておりますので、名簿記載により御紹介をさせていただきます。

続きまして、この機会に本合併協議会の事務局職員を紹介させていただきます。

先ほどごらんいただきました委員等名簿の裏に事務局職員名簿を掲載しておりますが、事務局次長の加藤昭彦でございます。

同じく事務局次長及び計画班長事務取扱の福井 隆でございます。

次に、総務班長と調整班を兼務いたします安西正門でございます。

総務班の森田大介でございます。

総務班と調整班を兼務いたします矢野充伸でございます。

総務班と計画班を兼務いたします林田競一でございます。

総務班の黒淵博美でございます。

次に、調整班長の藤川幸彦でございます。

計画班の山上龍二でございます。

次に、ここに出席をいたしておりませんが、名簿に記載のとおり池内 保から諏訪真史までの8名が調整班及び計画班を兼務いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

会議次第4 議事

事務局長 それでは、これより会議次第の4「議事」に入るわけでございますが、ここ

で会議での発言要領についてお願いがございます。

協議会の会議につきましては、会議録を作成することといたしておりますので、御発言をされる場合には、まず議長の許可を得た上、まことに恐れ入りますが、お手元のマイクのスイッチ、緑色のスイッチを押していただき、お名前を先に申し出ていただいてから御発言をされますようお願いを申し上げます。

それでは、これから後の会議につきましては、本協議会規約第10条第2項の規定によりまして会長が議長に当たることとなっておりますので、増田会長をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

議長（増田会長） それでは、規約に基づきまして議長役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

会議次第4 （1）報告事項

議長（増田会長） 会議次第の4（1）の「報告事項」に移らせていただきます。

報告第1号及び報告第2号について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） 事務局次長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。報告第1号、第2号について御説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開き願います。

まず、報告第1号「高松市・香南町合併協議会規約について」でございますが、規約の内容につきまして、その要点を説明させていただきます。

資料2ページをお開き願います。

まず、第1条でございますが、本協議会の設置の根拠について述べておりまして、その根拠法といたしまして、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法である旨が記載をされております。

次に、第2条は協議会の名称でございます。通常、合併協議の対象となります市町の名称を列記することが一般的でございますことから、「高松市・香南町合併協議会」と称することといたしております。

次に、第3条は協議会の担任する事務について定めておりまして、まず1点目といたしまして1市1町の合併に関する協議、2点目といたしまして合併特例法第5条の規定に基づく建設計画の作成、3点目といたしまして、前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項を担任することといたしております。

次に、第4条は協議会の事務所についてでございますが、本協議会の事務所は高松市に置くことといたしております。

次に、第5条は組織でございまして、協議会は会長及び委員をもって組織すると定められております。

次に、第6条及び第7条の会長、副会長につきましては、1市1町の長の協議により選任することといたしております。

このように、「1市1町の長が協議して定める」という規定が全部で9カ所、この中にございますが、これらの協議結果につきましては、次の「報告第2号」でまとめて説明をさせていただきます。

次に、3ページにまいりまして、第8条は委員についての規定でございます。

まず、第1項の第1号委員といたしまして、1市1町の長及び助役でございますが、複数の助役を置く場合にあっては、長が指名する助役1人とし、助役を置いていない場合にあっては、収入役といたしております。

次に、第2号委員として1市1町の議会の正・副議長、第3号委員として、1市1町の議会の議員のうちからそれぞれの議会の選出した者、各市町4人以内となっております。

次に、第4号委員でございますが、1市1町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する者で、各市町からそれぞれ3人以内となっております。

また、第2項におきまして、必要に応じて1市1町の長が協議して定めた者を委員として加えることができるといたしております。

次に、第9条の会議についてでございますが、会議は、会長が招集すること、委員総数の3分の1以上の委員から会議の招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならないこと、会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならないことを規定いたしております。

次に、第10条の会議の運営でございますが、第1項では、会議は、委員の半数以上が出席しなければ成立しないこと、第2項では会長は会議の議長となることを規定いたしております。また、第3項におきまして、会議の議事その他の会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定めることとなっておりますが、後ほど議案第1号「高松市・香南町合併協議会会議規程」として、本日、お諮りすることといたしております。

次の第11条から4ページの第13条までは、本協議会の会議におきまして御協議いただく前に、調査・審議・調整等の諸準備を行うための機関として小委員会、幹事会並びに事務局に関する規定が定められております。

次の第14条は、本協議会に要する経費、第15条は監査、第16条は財務に関する事項、第17条は報酬及び費用弁償に関する規定でございますが、このうちの経費、財務に関する事項及び報酬及び費用弁償につきましては、次の報告第2号の中で改めて説明させていただきます。

次に、第18条は協議会の解散の場合の措置について定めておきまして、第19条に、補則といたしまして、この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定めることといたしております。

また、附則といたしまして、この規約は1市1町の長が協議して定める日から施行する

ことといたしております。

以上が、報告第1号「高松市・香南町合併協議会規約について」でございます。

続きまして、報告第2号について御説明をいたします。

資料6ページをお開き願います。

報告第2号「高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書について」でございます。

この協議書につきましては、先ほどの規約の説明の中で申し上げましたように、「1市1町の長の協議により定める」と規定されております項目等につきまして、去る2月2日に高松市長、香南町長の間で取り決め、調印をしたものでございます。

資料7ページをごらんいただきたいと存じます。

7ページの中ほどから下に、市長、町長が協議して定めた事項を記載しております。

まず、1と2では、会長に高松市長、副会長に香南町長をそれぞれ選任することといたしております。

3の委員につきましては、規約第8条第2項に規定する、必要に応じて1市1町の長が協議して定める委員といたしまして、本合併協議会の設置請求代表者である辻 正雄氏を選任いたしております。

4は事務局についてでございますが、(1)で、後ほど御説明いたします事務局規程を定めること、また次の8ページの(2)にございますように、事務局職員については1市1町の長がそれぞれ命じた職員をもって充てることといたしております。

次に、5の協議会の経費でございますが、市町が負担すべき経費のうち、合併協議会の広報紙の発行及び配布に要する費用につきましては、それぞれの市町が負担し、それを除いた金額を1市1町で均等して負担をすることといたしております。

次に、6の財務に関する事項、7の報酬及び費用弁償につきましては、後ほど説明をいたします財務規程、並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を、別途定めております。

8の規約の施行日につきましては、平成16年2月2日とし、この日をもちましてこの合併協議会が発足したところでございます。

そのほか、9の内容の変更から12の協議の失効につきましても、それぞれ記載のとおり定めております。

次に、会議資料10ページをお開き願います。

別紙1「高松市・香南町合併協議会事務局規程」でございます。

まず、第1条の趣旨にございますように、この規程は、規約第13条第2項の規定に基づき1市1町の長が協議の上、ただいま御説明いたしました協議書の中の別紙として、協議会の事務局に関し必要な事項を定めたものでございます。

第2条の所掌事務につきましては、協議会の会議、協議資料の作成、広報、庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項を所掌することといたしております。

第3条、第4条は、組織及び事務分掌、職員等についての規定でございますが、事務局は総務班、調整班及び計画班の3つの班とし、事務局長、事務局次長、その他の職員で構成することといたしております。

以下、第5条につきましては職員の職務、第6条は会長の決裁事項、第7条は事務局長の専決事項、第8条は代決に関する規定、第9条は文書の取扱い規定、第10条は公印の取扱い規定、次の12ページにまいりまして、第11条は職員の服務、第12条は職員の給与等に関する規定でございます。

次に、13ページの別表第1は事務局の各班の分掌事務、次の14ページの別表第2は協議会の公印について、また15ページ、16ページには合併協議会の起案用紙の様式を掲載いたしております。

以上が合併協議会事務局規程でございます。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思います。

17ページの別紙2、「高松市・香南町合併協議会財務規程」でございます。

この規程は、第1条の趣旨でございますように、規約第16条に基づき、協議書の別紙として、合併協議会の財務に関し必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条では歳入歳出予算について、第3条は予算の補正、第4条は歳入歳出予算の款、項及び目の区分について、第5条は出納及び現金の保管について、次の18ページにまいりまして、18ページの第6条では協議会出納員、第7条では予算の流用及び予備費の充当、第8条では決算等について、第9条では収入及び支出の手続をそれぞれ定めたものでございます。

以上が財務規程でございます。

恐れ入ります、続きまして20ページをお開き願います。

別紙3「高松市・香南町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」でございます。

この規程は、規約の第17条第2項に基づき、協議書の別紙として合併協議会の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条の報酬の額でございますが、規約第8条第1項第4号の学識経験を有する委員、第2項の委員、規約第15条第1項の監査委員の報酬の額は、日額6,500円といたしております。

次に、第3条の費用弁償の額でございますが、第1項では、具体的には、委員である市町の議員が会議等に出席したときは、その費用弁償として、日額6,500円を支給することといたしております。

また、第2項では、協議会の委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、その費用弁償として、高松市の例により旅費を支給することといたしております。

なお、第4条では、報酬及び費用弁償の支給方法につきましては、高松市の例によるこ

といたしております。

以上が委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございますが、ただいま御説明をいたしました3つの規程を含む協議書を、高松市長、香南町長の間で去る2月2日に取り交わしたものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第1号「合併協議会規約」及び報告第2号「合併協議会規約に関する協議書」についての説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第1号及び報告第2号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、報告事項につきましてはこれで終わらせていただきます。

会議次第4（2）議案事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の4（2）の「議案事項」に移ります。

議案事項のうち、議案第1号から議案第3号までの3件については、関連がございますので一括議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第1号、第2号及び第3号について御説明をいたします。

会議資料21ページをお開き願います。

まず初めに、議案第1号「高松市・香南町合併協議会会議規程について」でございますが、高松市・香南町合併協議会の会議の運営に関し必要な事項については、規約第10条第3項の規程により、会長が会議に諮り別に定めるとされておりますことから、この規定に基づきまして、本日議案として提出するものでございます。

次の22ページをお開き願います。

まず、第2条の基本方針でございますが、第1項では、会議は公開とし、出席委員の過半数の賛同があるときは、非公開とすることができること、第2項では、会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議に努めるものとするという基本方針を規定いたしております。

次の第3条は、議長、委員の責務について規定いたしております。

次の第4条は、会議の開閉等ございまして、第1項で、会議の開閉は議長が宣告すること、第2項で、会議における発言は議長の許可を得た後に行う旨を規定いたしております。

次の第5条は、会議の進行についての規定ございまして、第1項では、会議の議事は

全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は大方の賛同をもって議事を進めるものとするを規定いたしております。

この第1項の規定の趣旨でございますが、本合併協議会は議会とは異なり、議決機関ではなく意見集約を行う場でございますので、それぞれの合併協定項目などについて、協議会の会議の場で協議し、各委員の意見集約を行う中で一定の方向性を導き出すことといたしております。したがって、それぞれの協議項目について多数決で議事を進めていくということではなく、まずは全会一致が原則であるということでございます。ただし、すべてこれでまいりますと効率的な議事進行が図れないケースもございますので、議論を尽くしても、なお意見の一致を見ることが困難である、そのような場合には、大方の賛同をもって議事を進めることにしたものでございます。

この「大方の賛同」という表現でございますが、例えば3分の2とか4分の3という表記の仕方考えられますが、あくまで原則は全会一致でございまして、この原則を崩すような形で具体的な数字を記載することはどうかということで、香川県が作成いたしました合併事務ガイドブックの考え方、あるいは県内の他の合併協議会、また県外の先進地域の合併協議会の事例等も参考にいたしまして、「大方の賛同」という表現としたものでございます。

続きまして、第5条の第2項でございます。

協議事項は、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において提案し、説明することといたしております。この規定の内容につきまして、よりわかりやすく説明するために、本日、参考資料を添付させていただいております。その資料に基づき説明させていただきたいと存じます。

2ページ後の24ページをお開き願いたいと存じます。24ページでございます。

24ページの「高松市・香南町合併協議会会議における意思決定等について」でございます。資料には、それぞれの案件の種類の説明と意思決定等の流れを記載しております。

まず、1の「合併協議会会議へ提出する案件の分類」でございますが、(1)から(3)にございますように、報告、議案、協議の3種類でございます。

まず、(1)の「報告」でございますが、記載してありますように、報告は、既に決定しており、協議会において共通認識を要する事項や、規約、規程等により会長が定めた事項などについて、協議会に説明し、委員の皆様方に共通認識を持っていただくもので、協議会としての意思決定等を必要としないものでございます。例えば、先ほど御報告いたしました協議会の規約や規約に関する協議書のほか、事務局規程など規約や規程等により会長が定めたもの、また合併協議会だよりの発行やホームページの開設などの事務局の報告が、これに該当いたします。

なお、協議会へ提出する際の番号の表記でございますが、四角の枠で囲んでおりますように「報告第何号」と表記するものでございます。

次に、(2)の「議案」でございますが、議案は、規約、規程において会議に諮ることとされている事項などで、協議会の会議で議決、決定する必要のあるもので、協議会としての意思決定を必要とするものでございます。例えば、本日議案として提案しております会議規程や会議傍聴規程など、規約、規程の定めにより協議会で決定すべきもの、また、事業計画や予算、合併協定項目の設定や合併協定項目の協議方針など、協議会として決定する必要のあるものがこれに該当いたします。

協議会に提出する際の番号の表記でございますが、協議会では、枠で囲んでおりますように「議案第何号」と表記して提出するものでございます。

次に、(3)の「協議」でございますが、協議は、合併協議会本来の最も重要な協議案件となります合併協定項目に該当する事項でございます。協議会として確認を要するもの、意思集約を要する案件でございます。これが会議規程の第5条第2項に規定する協議事項でございます。例えば、本日、協議第1号として提出いたしております合併の方式を初め、合併の期日や市の名称などの合併協定項目に関する事項などで、最終的に意思の決定をするのは、両市町の議会など協議会以外の機関が決定する案件であるという点が議案と異なるところでございまして、協議会におきましては、「確認」という形で意思集約を行うこととなります。

なお、協議会に提出する際には、枠囲みしておりますように「協議第何号」と表記して提出するものでございます。

次に、2の「議案及び協議に係る意思決定等の基本的な流れ」でございますが、ただいま御説明いたしました案件のうち、議案及び協議に係る意思決定等の流れを図で表示しております。

まず、(1)の「議案」でございますが、原則として、提案した会議で説明し、質疑・協議を行った後、決定するものでございます。

次に、(2)の「協議」、会議規程第5条第2項に規定する協議でございますが、この協議につきましては、原則として、提案する第1回目の会議では、その案件の説明及び提案された案件の趣旨、内容等についての質疑、協議を行い、その後、各委員の検討期間を設け、提案された次の会議、次回、第2回目の会議で質疑、協議を行い、意思集約を諮り、確認をするものでございます。

なお、2回目の会議でも意思集約ができず、継続協議となる場合も考えられます。

また、下の欄外に 印で記載しておりますように、協議会で合意が得られたときには、提案した会議において、即、意思集約、確認をするという例外的な取り扱いをする場合もございます。

以上が資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの22ページにお戻り願います。

次に、会議規程の第6条、傍聴でございますが、会議は傍聴することができること、ま

た会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める旨を規定いたしております。

次に、第7条の会議録でございますが、第1項で、議長は会議録を調製すること、次の23ページの第2項では、会議録は議長が指名する2人の委員が署名する旨、規定いたしております。

次に、第8条の会議録等の公開でございます。第1項におきまして、会議録及び会議に提出された文書は原則として公開すること、第2項では、文書の公開の方法につきましては議長が定める方法により行う旨を規定いたしております。

次の第9条は規律、第10条は関係者の出席、第11条は関係者の出席を求めた場合の費用弁償について規定いたしております。

なお、最後の附則につきましては、施行期日について規定いたしておりますが、本案について御承認いただければ、本日付けで施行することといたしております。

以上、議案第1号「高松市・香南町合併協議会会議規程について」の説明を終わります。

続きまして、議案第2号について御説明をいたします。

会議資料25ページをお開き願います。

議案第2号「高松市・香南町合併協議会会議傍聴規程について」でございますが、合併協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるため、ただいま御説明をいたしました会議規程第6条第2項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

次の26ページの会議傍聴規程をごらんいただきたいと存じます。

まず、第2条の傍聴席の区分等でございますが、第1項では、傍聴席は一般席及び報道関係者席に区分すること、第2項では、一般傍聴席の定員は50人以内とし、議長が必要と認めるときにはこれを制限することができる旨、規定いたしております。

次に、第3条は傍聴の手続について規定いたしております。傍聴希望者は、傍聴受付票に住所、氏名を記入の上、傍聴証の交付を受けるものといたしております。また、傍聴証については、受付順に交付することといたしております。

次に、第4条は、傍聴を終えて退場する際の傍聴証の返還について、第5条につきましては、会議を妨害するおそれ、その他の理由により傍聴席に入ることができない者について規定いたしております。

次に、27ページをごらんいただきたいと存じます。

第6条には傍聴人の守るべき事項、第7条は写真、映画等の撮影及び録音等の禁止、第8条は職員の指示、第9条は会議が非公開となった場合の傍聴人の退場、第10条は傍聴人が規定に違反したときの議長が講ずる措置について、それぞれ規定いたしております。

次の28ページの附則につきましては、施行期日について規定いたしております。先ほど同様に、本案について御承認いただければ本日付けで施行いたすこととしております。

なお、28ページに第3条に規定する傍聴受付票の様式、29ページには傍聴証の様式を記載いたしております。

以上が議案第2号「高松市・香南町合併協議会会議傍聴規程について」の説明でございます。

続きまして、30ページをお開き願います。

議案第3号「高松市・香南町合併協議会会議録等閲覧規程について」でございますが、高松市・香南町合併協議会の会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧の方法に関して必要な事項を定めるため、会議規程第8条第2項の規定によりまして、議案として提出するものでございます。

31ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、会議録等閲覧規程第2条の閲覧請求者でございますが、何人も会議録等の閲覧を請求できるものといたしております。

次に、第3条、閲覧に供する会議録等でございますが、第1項で閲覧に供する会議録等の内容を、第2項では閲覧に供しない場合について規定いたしております。

次に、第4条は閲覧の請求、第5条は閲覧の場所及び時間について規定してありまして、協議会の事務局及び高松市、香南町の所定の場所で閲覧できることといたしております。

次に、第6条は遵守事項について、第7条は閲覧の中止及び禁止について規定いたしております。

なお、32ページの附則につきましては、先ほどと同様に、本案について御承認をいただければ、本日付けで施行いたすことといたしております。

なお、次の33ページには、閲覧請求書の様式を記載いたしております。

以上が会議録等閲覧規程についての説明でございます。

以上、簡単でございますが、議案第1号から第3号までの説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第1号から第3号までの3件につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、議案第1号から第3号までの3件を一括してお諮りいたします。

議案第1号から第3号までの3件、いずれも原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議がありませんので、議案第1号が

ら議案第3号までの3件は原案のとおり決定されました。

ただいま会議規程を御承認いただきましたので、会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、山田徹郎高松市議会議長さんと加藤卓也香南町議会議長さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第4号及び議案第5号につきまして、関連がございますので一括議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第4号及び議案第5号について御説明いたします。

会議資料34ページをお開き願います。

まず、議案第4号「高松市・香南町合併協議会幹事会規程について」でございますが、協議会の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項については、規約第12条第2項の規定により、会長が会議に諮り別に定めると規定されておりますことから、この規定に基づき、議案として提出するものでございます。

次の35ページをごらんください。

まず、幹事会規程第2条の所掌事務でございますが、幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について協議し、調整をするほか、両市町の合併に必要な事項について協議・調整することといたしております。

次に、第3条の組織及び第4条の幹事でございますが、次の36ページの別表をごらんいただきたいと存じます。

36ページの別表にございますように、高松市は助役2名と総務部長、企画財政部長、香南町は収入役、教育長、参事、総務企画課長のそれぞれ4名をもって充てることといたしております。

以上が幹事でございます。

35ページにお戻りいただきたいと存じます。

35ページの第5条では、幹事の互選により、幹事長及び副幹事長を置くことといたしております。

次に、第6条の会議でございますが、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長が会議の議長となることといたしております。

次に、第7条の部会でございますが、幹事会に部会を置き、実務的な協議または検討を行うことといたしております。

なお、部会の詳細につきましては、次の幹事会部会規程の中で御説明をいたします。

次に、第8条の関係者の出席でございますが、幹事会は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができることといたしております。

次に、36ページにまいりまして、第9条は会議の協議・調整経過、結果についての会長への報告、第10条は幹事会の庶務についての規定でございます。

なお、附則につきましては、施行期日について規定いたしております、本案について御承認いただければ、本日付けで施行することといたしております。

以上が「幹事会規程」でございます。

続きまして、37ページをごらんいただきたいと思います。

議案第5号「高松市・香南町合併協議会幹事会部会規程について」でございますが、幹事会の部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、幹事会規程第7条の規定により、議案として提出するものでございます。

次の38ページをお開き願います。

幹事会部会規程の第2条、部会の所掌事務でございますが、部会は、幹事会の幹事長の指示を受け、両市町の合併に関する協議など、規約第3条に掲げる事項について、実務的に協議、調整することといたしております。

次の第3条の組織でございますが、組織につきましては、40ページをごらんいただきたいと思います。

40ページの別表でございますが、部会につきましては、40ページから42ページにかけて記載しておりますように、総務部会など全部で17の部会を設置するものとし、部会の委員には、表の中に記載しております職に就いている高松市、香南町の職員をもって充てることといたしております。

以上が部会の組織でございます。

再び38ページに戻っていただきまして、38ページの第4条は、部会長の職務についての規定でございます。

次に、第5条でございますが、会議は事務局長の要請、または部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となること、また、関係する部会と合同の会議を開催することができることなどを規定いたしております。

次に、第6条の報告でございますが、部会長は、会議の協議の概要及び結果について幹事会に報告することといたしております。

次の39ページ、第7条は、庶務の規定でございますが、部会の庶務は、部会長の属する市町の担当の部署が処理することといたしております。

なお、附則につきましては、施行期日について規定いたしております、本案について御承認いただければ、本日付けで施行することといたしております。

以上が幹事会部会規程でございます。

以上、簡単でございますが、議案第4号及び議案第5号についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第4号及び議案第5号につきます

て、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、議案第4号及び議案第5号を一括してお諮りいたします。

議案第4号及び議案第5号につきまして、いずれも原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、議案第4号及び議案第5号につきましては原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号及び議案第7号につきまして、関連がございますので一括議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第6号及び議案第7号について御説明いたします。

会議資料の43ページをお開き願います。

まず、議案第6号「平成15年度高松市・香南町合併協議会事業計画について」でございますが、次の44ページに事業の内容を記載いたしております。

44ページをごらんいただきたいと存じます。

平成15年度におきましては、合併に関する協議を行うとともに、住民の皆様方の理解をより一層深めていただくための情報提供に努めるなど、記載しておりますような事業を実施してまいりたいと考えております。

まず第1に、「合併協議会だよりの発行、ホームページの開設による情報の提供」でございますが、合併協議会だよりの発行やホームページによりまして、合併協議会での協議の内容、会議録、合併関係資料などをできるだけわかりやすい形で情報提供してまいります。

2点目は、「合併協定項目の協議」でございます。後ほど、議案第8号として、項目の設定について御審議をいただきます合併協定項目について協議を行うものでございます。

3点目は、「行政制度・事務事業現況調査の実施」でございます。各種の行政制度や事務事業に係る合併協定項目の協議を行うためには、両市町の行政制度等の調整が必要となりますが、そのための基礎資料といたしまして、行政制度・事務事業の現況調査を行うものでございます。

4点目は、「建設計画の検討」でございます。この建設計画とは、合併市町のマスタープランとして、ソフト・ハード両面の施策を総合的かつ効果的に推進するために、合併市町の建設の基本方針や実施する事業等を定めたものでございますが、本年度はその作成に

向けた検討を進めてまいるのでございます。

5点目は、「協議会、幹事会、部会等の開催」でございます。協議会のほか、その下部組織である幹事会、部会等を適時開催し、合併に関する協議、調整、調査研究などを行うものでございます。

6点目は、「合併協議会等、先進地の情報収集及び調査研究」でございます。合併協議会に当たりましては先進地域の事例や情報は参考になりますことから、積極的な情報収集、調査研究を行うものでございます。

7点目といたしましては、「その他必要な合併に関する調査・研究」でございます。合併に関して必要な調査・研究を、適宜、実施してまいるのでございます。

以上が、平成15年度事業計画でございます。

続きまして、45ページをごらんいただきたいと存じます。

45ページには、参考資料といたしまして、現段階で想定をされます今後の合併協議会スケジュールを添付いたしております。

この合併協議会におきましては、今後、行政制度等の現況調査並びに調整を行う中で、建設計画の作成のほか、後ほど議案第8号として項目の設定を御審議いただくこととなっている合併協定項目について、項目ごとに合併後のあり方についての協議を行うこととなります。

この図の中には、合併協定書の調印、両市町議会の議決の後の事務の移行作業や新市誕生までの法的な手続について、想定されるスケジュールを記載いたしております。

なお、下の欄外に印で記載しておりますが、本協議会は、住民発議に基づき設置された合併協議会でございますので、その設置の日、すなわち本年2月2日から6カ月以内に、建設計画の作成や合併に関する協議の状況を協議会設置請求代表者に通知するとともに、これを公表しなければならないということになっております。

以上が想定される今後の合併協議会スケジュールでございます。

続きまして、46ページをお開き願います。

議案第7号「平成15年度高松市・香南町合併協議会予算について」、御説明をいたします。

次の47ページをごらんいただきます。

平成15年度の合併協議会の予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ530万1,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の48ページの第1表のとおりでございますが、説明は省略させていただきます。

47ページの第2条でございます。

歳出予算の流用についてでございますが、平成15年度中の当合併協議会の歳出予算の支出に当たりましては、予算額に不足を生じた場合には、款相互の金額は、必要に応じて

流用することができるかとさせていただいておりますが、弾力的な運用について御了承を賜りたいと存じます。

次に、歳入歳出予算の内訳について御説明をいたします。

資料49ページをお開き願います。

まず、歳入の1、負担金でございますが、市町負担金として265万円を計上いたしております。説明欄に両市町の負担金額を記載しておりますが、負担金の額につきましては、先ほど報告事項の規約に関する協議書の中で御説明いたしました経費負担の考え方に基きまして、高松市が169万5,000円、香南町が95万5,000円となっております。

次に、県支出金でございますが、県補助金といたしまして265万円を見込み、計上いたしております。この県補助金は、補助率が2分の1で、原則として2年間で3,000万円を上限として交付されますが、本年度は歳出予算総額の2分の1の265万円を計上いたしております。

次の諸収入につきましては、預金利子として1,000円を見込み、計上いたしております。

以上が歳入予算の内訳でございます。

続きまして、50ページをお開き願います。

次に、歳出予算の内訳について御説明をいたします。

まず、運営費のうち、会議費47万1,000円でございますが、内訳といたしましては、協議会委員等の報酬、費用弁償、会議録作成の委託料、会議室使用料、放送録音機器借上料などがございます。

次に、事務費171万1,000円でございますが、これは協議会事務局の臨時職員の経費、消耗品費、通信運搬費、備品購入費などがございます。

次に、51ページの事業費のうち、事業推進費でございますが、310万9,000円を計上いたしております。

その内訳といたしましては、合併協議会だよりの発行に伴う経費、ホームページの開設・管理の委託料、県からの職員派遣に伴う負担金等がございます。

なお、予備費といたしまして、1万円を計上いたしております。

以上が歳出予算の内訳でございますが、歳入歳出予算の総額は530万1,000円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成15年度合併協議会予算の説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第6号及び議案第7号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

梶村委員 高松の梶村でございますが、ただいま説明がありました合併協議会の予算に
関連して、若干御質問をしておきたいと思うのであります。

先ほど説明がありましたように、協議会の模様につきましては、協議会だよりだとかホ
ームページを開設をいたしまして、広く市民、町民の皆さんに報告をするといひますか、
広報するわけでありまして、きょうが、はや2月に入ってまして、次の開催が3月下旬に
なつたと思ひます、さっきの事業計画のこの参考のところ。3月25日ということ
になっております。今年度の予算としましては、今回の協議会だよりの発行の予定がどの
ようになっているのか、というのをこの際ぜひひとつ御説明いただきたいということが一
つ。

二つ目には、もちろん協議会だよりは、非常に広報手段としては重要な手段であるわけ
でありますし、他の協議会の協議会だよりも見せていただいておりますが、大体4ページ
建てというのが……、しかもこれはお金を節約するんでしょう、1色ですわね。いずれに
しても4ページ建てということになった。ところが、きょうここに提案されております議
案という協議事項、議案はもちろん当然のことなんです、基本になる部分ですが、協議
事項というのは、合併の方式から始まって事務所の位置に至るまで、協議事項が4号にわ
たるわけです。ボリュームは相当あるわけです。ですから、従来の協議事項のペースでい
くと、他の協議会との関係でえらい申し訳ないんですが、大体4ページ建てでいけるんじ
ゃないかと思ひますが、きょう提案されておりますように、4件が一括協議されててボ
リュームが大きくなるわけです。そうなりますと、4ページ建てで本当にいいのかと、広
く町内の皆さん、市民の皆さんのところに広報できるのかという、編集がうまくいくのか
というような、ちょっと心配があるもんですから、そういったボリュームとの関係でどの
ように考えていらっしゃるのか。私としては、やっぱり十分なページ、4ページにこだわ
らずに、ボリュームを十分記載できるような広報紙にさせていただけるようお願いしたい
と思っておりますが、その点について、事務局の考え方をこの際御説明いただくとけばい
いかなと思ひます。

議長（増田会長） 広報紙の回数、内容について、事務局からお答えいたします。

事務局長 事務局から説明をいたします。

ただいま御意見いただきました両市町の住民に対する周知啓発につきましては、非常に
重要な事項でございます、十分に配慮していかなければならないというふうに思っております。

それで、第1点目の協議会だよりの発行予定でございますが、本日の協議会が終わりま
して、事務局として作業を開始をするということで予定をいたしてございまして、今年度の
作業ということでございまして、3月に発行したいと。ただ、高松市と香南町の広報発行
日の状況、日にちの関係とか作業の関係で、今年度中に作業を終わって、住民に対して、
3月か4月初めまでにはお配りをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解

をいただきたいと思います。

それから、第2点目の協議会だよりのページ数のことについて御意見いただきました。ただいま御審議、御協議をいただいております予算におきまして該当経費を計上いたしておるわけですが、一応提案する段階では、4ページ建てを想定した予算を計上いたしておるわけですが、ただいまの御意見もでございますので、協議会の御理解がいただけるならば、市町の負担金の増につながらない範囲で、ここで言えば51ページの予算の委託料、ホームページの開設とか協議会だよりの作成委託料、その委託料全体の中で、予算執行状況を見ながら、できる限りページを増やすような考えをしまいたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

梶村委員 はい。

議長（増田会長） ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

石丸（英）委員 香南の石丸と申します。合併特例法の期限が17年3月末ということで、第1回目が16年2月ということですので、残り14カ月ですかね。その14カ月の中で、審議を4,000項目についてすり合わせをしていかなければならないというところですので、非常に懸念しているのが、十分に間に合うのかというところがあります。今、スケジュールの方を見させていただきますと、やはり2月に開催されて、また3月の下旬というところと、その方法が1カ月に1回の開催であれば、相当中身を凝縮して審議していかなければ時間的には難しいということが懸念されます。

そういうところで、内容的には、塩江町の法定協議会のホームページを見させていただきますと、7回が終わりましたということで、その内容と同じように審議、協議されていくと、相当ずれ込んでいきますよというところがわかりますので、今後、この内容についてどのように進めていくのか、お聞きしたいわけなんです。

以上です。

議長（増田会長） それじゃ、事務局から説明します。

事務局長 事務局の立場といたしましては、先ほど来御説明をいたしておりますようなことで、本合併協議会につきましては、合併特例法に基づいて設置されたということで、45ページのスケジュールとしては、一応、現在のところ平成17年3月31日の合併特例法の期限というものを記載をさせていただいております。もちろん、どのように協議をしていくか、どのようなスケジュール、あるいは目標をどうしていくのかということにつきましては、協議会の協議そのものでございまして、事務局からどうこうということは申し上げにくいわけでございます。

ただ、後ほど御説明いたしますけれども、合併特例法の改正動向等もございますので、それらを含めて、本日の協議会の御意見、集約を含めまして、今後、事務局として、高松市、香南町、両方で協議・調整をしながら、今後の進め方について考えてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは議案第6号及び議案第7号を一括してお諮りいたします。

議案第6号及び議案第7号は、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第6号及び議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号及び議案第9号につきましては、関連がございますので一括議題いたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第8号及び議案第9号について御説明をいたします。

会議資料52ページをお開き願います。

まず、議案第8号「合併協定項目について」御説明をいたします。

本合併協議会では、合併に関する協議、建設計画の作成等を行うことになっておりますが、合併協議の根幹にかかわる事項につきまして、合併協定項目として設定し、本協議会で協議をいたします。

次の53ページには、協議の対象となる事項を、性質別に分類した合併協定項目を記載しております。大分類1の「基本的な協議事項」が、1の「合併の方式」から5の「財産の取扱い」までの5項目、大分類2の「合併特例法に定める協議事項」が、6の「地域審議会の取扱い」から10の「一般職の職員の身分の取扱い」までの5項目、大分類3の「その他協議事項」が、11の「町名・字名の取扱い」から24の「各種事務事業の取扱い」までの14項目、及び次の54ページの最後にございます大分類4の「建設計画に係る協議事項」と、大きく4つに分けております。

これらの事項につきましては、どのような項目を合併協定項目にするかなどの明確な基準はございませんので、国が作成をいたしました運営マニュアル及び先進地域の事例等を参考に作成をしたものでございます。

なお、それぞれの合併協定項目に1番から25番までの番号が、また、24の「各種事

務事業の取扱い」では、24の1番から24の2番までの番号が付されておりますが、これは協定項目番号でございまして、それぞれの協定項目に固有の番号でございます。

各合併協定項目の内容につきましては、次の55ページ以降にその内容を記載しております。

55ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、大きな分類1「基本的な協議事項」のうち、1の「合併の方式」につきましては、新設合併とするか編入合併とするかを協議するものでございます。このどちらの方式をとるかで、市の名称、特別職の職員、議会の議員、農業委員、条例規則等の取り扱いが違ってまいります最も基本的な事項でございます。

2の「合併の期日」につきましては、合併の手续に要する期間や住民のサービスが滞りなく行えるよう、議会の議決など法的な手続や合併準備作業に要する期間も考慮して、合併の期日を定める必要がございます。また、現在の合併特例法の適用を受けるためには、平成17年3月31日が期限となるものでございます。

次の3の「市の名称」につきましては、新設合併の場合には、両市町が廃止されるため、合併後の市の名称を定める必要があり、編入合併の場合には、通常、編入する市町の名称といたします。

4の「市の事務所の位置」につきましては、新設合併の場合には、新たに定めることとなり、編入合併では、通常は編入する市町の事務所の位置となります。

次に、5の「財産の取扱い」につきましては、両市町が保有する土地、建物、債権、債務など、すべて合併後の市が引き継ぐこととし、公の施設につきましても、合併後の市の公の施設として設置していくというのが原則でございます。また、財産区の取り扱いについても、この項目の中で協議するものでございます。

次の大きな分類の2は、「合併特例法に定める協議事項」でございます。

6の「地域審議会の取扱い」につきましては、合併前の市町の区域を単位として設けられ、合併後の市の施策に対して、その長から諮問を受け、または必要に応じて意見を述べることのできる、この地域審議会を設置するかどうか、また、設置する場合には、これを組織する構成員の定数、任期などの組織や運営に関する事項を協議するものでございます。

なお、地域審議会につきましては、両市町の協議により定められた一定の期間に限って設置できることとなっております。

次に、7の「議会の議員の定数及び任期の取扱い」につきましては、合併後の議会議員の定数や在任期間に係る特例措置の取り扱いについて協議するものでございます。

8の「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」につきましても、議会の議員と同様に、合併後の農業委員の定数や任期期間に係る特例措置の取り扱いについて協議するものでございます。

9の「地方税の取扱い」につきましては、両市町間で税目、税率に著しい不均衡があり、合併後、直ちに合併後の市の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠く、そのように認められる場合には、合併特例法では、合併が行われた日の属する年度、及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税を行うことが認められておりますが、この不均一課税をするかどうか、また、する場合の税目や実施時期等について協議するものでございます。

次に、10の「一般職の職員の身分の取扱い」につきましては、一般職の職員が引き続きその身分を保有するように措置するとともに、職員の任用制度、給与その他の勤務条件の適用について、均衡を図るように協議するものでございます。

続きまして、56ページをお開き願います。

大きな分類の3「その他協議事項」でございます。

まず、11の「町名・字名の取扱い」につきましては、町名・字名は、地域の歴史や文化により、住民の愛着がございますことから、両市町の意向を尊重して、協議することとなります。

12の「慣行の取扱い」につきましては、両市町がそれぞれ定めている市町章、都市宣言、憲章、市町の花・木などの慣行につきまして、その取り扱いについて協議するものでございます。

13の「事務組織及び機構の取扱い」につきましては、合併後の円滑な行政執行のための措置を講ずるとともに、機構改革についても協議するものでございます。また、支所、出張所を設ける場合には、位置や名称、所管区域を条例で定める必要がございます。

次に、14の「条例・規則等の取扱い」につきましては、新設合併の場合には、両市町の法人格が消滅するため、条例・規則はすべて失効いたしますので、合併後の市において、条例・規則等を新たに制定する必要がございます。編入合併の場合には、編入される市町の条例・規則は原則として失効し、基本的には編入する市町の条例・規則が適用されます。

15の「特別職の職員の身分の取扱い」につきましては、新設合併の場合には、特別職の職員は全員身分を失い、編入合併の場合には、編入される市町の特別職は身分を失うこととなります。このような特別職の職員の処置について協議するものでございます。

次に、16の「一部事務組合等の取扱い」につきましては、両市町が構成団体となっている一部事務組合について、合併後に構成団体に変動が生じますことから、その取り扱いについて協議するものでございます。また、公社、第三セクター及び公益法人等の外郭団体についても、その取り扱いについて、この項目で協議するものでございます。

17の「附属機関等の取扱い」につきましては、両市町が設置いたしております審議会、懇談会、協議会などの附属機関等の取扱いについて協議するものでございます。

次に、18の「公共的団体等の取扱い」につきましては、農業関係団体、商工業関係団

体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等につきましては、合併に際し、合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないとされておりますことから、その取り扱いについて協議をするものでございます。

次の19の「消防団の取扱い」につきましては、その組織のあり方について協議するものでございます。

20の「使用料・手数料等の取扱い」につきましては、両市町間で、同一目的の施設の使用料や各種の証明手数料など、同一種類の事務の手数料が異なっている場合に、合併に際して、あらかじめ調整する必要があることから、その取り扱いについて協議するものでございます。

続きまして、57ページをごらん願います。

21の「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」につきましては、両市町が交付しております各種団体への補助金・交付金等について、その内容を整理し、従来からの経緯や実情等を踏まえながら、その必要性を検討するとともに、交付先や交付基準等の調整を行うものでございます。

22の「国民健康保険事業の取扱い」につきましては、市町が保険者となって運営しており、国民健康保険の賦課方式や保険料・税の率が、両市町で異なりますことから、合併に際して、一元化を図るため協議するものでございます。

23の「介護保険事業の取扱い」につきましては、国民健康保険事業の取り扱いと同様に、市町が保険者となって運営しており、介護保険料等が両市町で異なりますことから、合併に際して、その一元化を図るため協議するものでございます。

次に、24の「各種事務事業の取扱い」でございますが、そこに記載しておりますように、さらに細かく22に分類いたしております。

この「各種事務事業の取扱い」につきましては、ただいま御説明をいたしました23項目のほか、電算システム事業や広聴広報事業を初め、両市町で実施しております、あらゆる分野の住民負担や行政サービスに係る各種の事務事業について、調整を行う必要がありますことから、57ページの中ほどにございます「24-1 電算システム事業」から59ページの「24-22 その他の事業」までを合併協定項目として設定し、協議を行うものでございますが、本日は、時間の関係もございまして、個々の事項の説明は省略させていただきます。恐れ入りますが、後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、59ページの最後、大きな分類の4、「建設計画に係る協議事項」でございますが、合併特例法に基づき、合併後の市の建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画等に係る計画を策定するため、協議を行うものでございます。

以上、御説明いたしましたような合併協定項目を設定し、今後、協議を進めていこうと

するものでございます。

以上が、議案第8号「合併協定項目について」の説明でございます。

続きまして、60ページをお開き願いたいと存じます。

議案第9号について御説明いたします。

「合併協定項目の協議方針について」でございますが、ただいま御説明いたしました合併協定項目の協議方針を定めるものでございます。

次の61ページをごらんいただきたいと存じます。

合併協定項目の協議方針につきましては、合併協定項目を協議するに当たって、どのような考えをもとに協議するかという基本原則、基本姿勢を定めたものでございます。

まず、1の「基本的な考え方」といたしまして、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と、新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合、調整を行うこととするものでございます。

次の2は、「基本原則」でございます。

まず、1番目の原則は、「一体性確保の原則」でございます。合併後、住民生活に支障が生じることなく、速やかな一体性の確保を図ることができるよう協議を行うものでございます。

2番目は、「住民福祉向上の原則」でございます。住民が合併のメリットを感じられるよう、住民サービス及び住民福祉の向上に努めることを基本として、協議を行うものでございます。

3番目は、「負担公平の原則」でございます。住民負担や行政サービスの格差がある場合には、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めることを基本として、協議を行うものでございます。

なお、合併後に、住民サービス、負担に急激な変化が生じる場合の緩和策等につきましても、十分な配慮をし、協議をしてまいりますものでございます。

4番目は、「健全な財政運営の原則」でございます。合併後の健全な財政運営に資することに配慮し、協議を行うものでございます。

5番目は、「行政改革推進の原則」でございます。行政改革推進の視点から、各種の事務事業が効率的、効果的に実施されるよう見直しをしていくことを基本として、協議を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第8号及び議案第9号の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第8号及び議案第9号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは議案第8号及び議案第9号を一括してお諮りいたします。

議案第8号及び議案第9号につきまして、いずれも原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、議案第8号及び議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

会議次第4 （3）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の4、（3）の「協議事項」に移ります。

なお、協議事項につきましては、先ほど会議規程についての説明の際にも申し上げましたとおり、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明などを行い、次回の第2回会議において、改めて質疑及び協議を行った上で、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、協議第1号「合併の方式（協定項目第1号）について」から協議第4号「市の事務所の位置（協定項目第4号）」までの4件につきまして、関連がございますので一括して議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第1号から協議第4号について御説明をいたします。

会議資料62ページをお開き願いたいと存じます。

62ページでございます。ここには、協議第1号と表記いたしておりますが、先ほど、会議規程、会議における意思決定等の中で説明いたしましたとおり、この合併協定項目につきましては、協議会で意思集約を図られた、協議が調ったものを、決定ということではなく、確認するという取り扱いをするものでございます。

また、次の62ページの中ほど、枠のすぐ下側に、「平成 年 月 日確認」という記載がございますが、ただいま申し上げましたように、それぞれの協定項目について、協議が調った日を記入するというものでございます。

なお、協定項目の後ろに括弧書きで記載しております協定項目番号、今回ですと、合併の方式、協定項目第1号の、この第1号は、合併協定項目に固有の番号でございますので、今後協議を進めていく中で、最後まで変わるものではございません。

それでは、協議第1号について御説明させていただきます。

協議第1号「合併の方式（協定項目第1号）について」でございます。

合併の方式につきましては、今後の合併協議の基本となる事項でございますので、これにより各種の行政制度、事務事業の調整方針や、建設計画の作成方針などが決まるほか、多

くの合併協定項目の協議に移ることのできる基本的な項目でございます。このたび、第1回会議の開催に当たりまして、協議事項等付議案件について、高松市と香南町との間で協議、調整を行った結果、62ページ中ほどの枠の中に記載いたしておりますように、「香川郡香南町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする」と、編入合併の方式を提案することとしたものでございます。このことによりまして、本日、これに関連いたします、合併の期日、市の名称、市の事務所の位置についても、協議第2号から協議第4号としてあわせて提案しているものでございます。

63ページ以降に合併の方式につきましての参考資料を掲載しておりますので、まず資料の説明をさせていただきます。

63ページ、資料1でございます。

合併の方式につきましては、何をもちって新設合併とするか、編入合併とするかという明確な基準はどこにも規定されておられません。資料には、他の地域におけます最近の新設合併と編入合併の事例をまとめておりまして、新設合併の事例といたしましては、上から2つ目の西東京市など5市、編入合併の事例といたしまして、新潟市など5市の事例を記載いたしております。これが先進地域の事例でございます。

続きまして、64ページをお開き願います。

64ページの資料2は、「新設合併と編入合併の比較」でございます。

この「新設合併と編入合併の比較」につきましては、合併の方式を協議する際の検討材料となる重要な内容でございますことから、本日、提案をいたしております編入合併について、簡単に御説明させていただきたいと存じます。

まず、「定義」でございますが、編入合併とは、市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することとされております。

次に、「法人格」でございますが、編入合併では、編入する市町村の法人格は残り、全部が編入される市町村の法人格はなくなります。

次に、「合併市町村の名称」でございますが、編入合併の場合は、通常は、編入する市町村の名称となります。

次に、「事務所の位置」でございますが、編入合併の場合は、通常は、編入する市町村の事務所の位置となります。

次に、「市町村の長」につきましては、編入合併では、編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は合併により失職いたします。

次に、「議会の議員」についてでございますが、その定数・任期については、地方自治法による原則と合併特例法による特例措置で、その取り扱いにより違いがございます。

編入合併の場合、地方自治法による原則では、合併の時点で、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職いたします。なお、合併によりまして議員定数が増加する場合には、増員選挙を行うこととなります。

次に、合併特例法の特例措置を適用する場合がございますが、編入合併で特例を採用する場合は、次のいずれかになります。

まず、いわゆる「定数特例」を採用する場合がございますが、編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに人口に応じた定数を増加配分し、増員選挙を行うこととなります。この場合の議員の任期は、編入する市町村の議員の残任期間となります。さらに、これに続く一般選挙においても、この特例定数をとることができます。

次に、いわゆる「在任特例」でございますが、編入される市町村の議会の議員は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任することができます。また、この場合に、さらに最初の一般選挙におきまして、編入合併の特例定数を採用することができます。

以上が議会の議員の定数と任期の取り扱いでございます。

次に、「農業委員会の委員」につきましても、原則と合併特例法の特例で取り扱いに違いがございます。編入合併の場合は、原則では、編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職いたします。特例を採用いたしますと、編入される市町村の委員は、編入する市町村の委員定数プラス40人を超えない範囲で、編入する市町村の委員の残任期間、在任をすることができます。

次に、「特別職の職員」でございますが、長の場合と同様に、編入合併では、編入する市町村の特別職は在任し、編入される市町村の特別職は失職いたします。

次に、「一般職の職員」についてでございますが、編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、全員、編入する市町村に引き継がれます。

次に、「条例・規則」でございますが、編入合併では、編入する市町村の条例・規則を適用することとなります。

なお、合併に伴って必要な改正を行うこととなります。

最後の「建設計画の策定」でございますが、編入合併の場合、少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を策定する必要があるというふうにされております。

以上、資料について説明させていただきましたが、62ページにございますように、編入合併の方式を提案するものでございます。

以上、協議第1号「合併の方式について」の説明を終わります。

続きまして、協議第2号について御説明いたします。

資料の65ページをお開き願います。

協議第2号「合併の期日（協定項目第2号）について」でございますが、「合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする」と提案するものでございます。

合併の期日につきましては、今後の協議の進捗状況を見きわめて、より具体的な合併の期日を改めて提案したいと考えておりまして、今回、最大限、平成17年3月31日とい

う枠組みの中で協議を進めるという趣旨で、このような形で提案させていただいたものでございます。

なお、合併の期日についての資料を次の66ページ以降に記載しております。

66ページをごらんいただきたいと思います。

資料1でございます。1は、合併の期日を決定することの意義でございます、その中で2点挙げてございます。

1点目は、合併協議を着実に進めていくための目標を設定できることでございます。

2点目といたしまして、合併協議会で策定をしましてまいります建設計画の計画の期間の始まりの時期を明確にすることができるということでございます。

次に、2には、合併の期日を決定するに当たっての留意点を記載しております。

まず、1点目といたしましては、いわゆる合併特例法の有効期限を考慮することでございます。

当然のことではございますが、合併するとすれば、合併特例法の各種の財政支援措置を受けることが望ましく、その期限である平成17年3月31日までが合併の目標期日となるわけでございます。

次に、2点目は、合併の手續に要する期間を考慮することでございます。

合併の法的な手續でございますが、合併協定項目が決定し、協定書の調印の後、市町議会での合併議案の議決、県知事への合併申請、県議会の議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示などさまざまな手續が定められておまして、国、県におきましては手續の迅速化を図っておりますが、なお相当の期間を要することから、この点を十分配慮して合併の期日を定める必要がございます。

3点目は、合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等にできるだけ支障がない時期を想定することでございます。特に、電算システムの統合や条例・規則などの改正など、合併準備作業に要する期間を考慮する必要がございます。

また、年度末を合併の期日とした場合には、新設合併の市町並びに編入合併の編入される市町においては、決算処理について出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が重なるため、会計事務がふくそうすることになります。

また、電算システムを合併後も引き続き円滑に稼働させるためには、合併期日を休日の後に設定し、休日を利用して、移行・検証作業を行うことが適当であるとされております。

次の67ページをごらんいただきたいと思います。

67ページの資料2には、参考資料といたしまして、先行事例の合併の期日を表にしておりますが、合併の期日は、それぞれの地域の事情によりまして決められておまして、一概にどの期日が適当とは言えないところもございます。

資料の1は、平成11年度以降の既に合併した先行事例でございますが、表のとおりさまざま事例がございます。大半が月の初日、1日に合併しておりまして、中でも年度当初、4月1日に合併した事例が多数見られますが、この場合には、先ほどの留意点で御説明いたしましたように、決算処理との関係で、事務が煩雑になるという問題がございます。また、電算システムの移行に留意して、休日の後に合併した事例は、この中では5例、5つの例がございます。

次に、2の今後合併が予定されている事例では、合併特例法の期限も考慮して、すべて平成17年3月末までの合併の期日を定めております。香川県内では、一番下の丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会が平成17年3月22日という合併期日を設定いたしております。その上の仲多度南部合併協議会につきましては、当初、そこに書いてございますように、合併の目標期日は平成17年1月から3月とするという幅を持たせた目標期日を設定いたしておりましたが、去る2月5日に開催した合併協議会で、合併の期日については、丸亀・綾歌・飯山合併協議会と同様に平成17年3月22日とするという事務局案が提案されたところでございます。ちなみに、この平成17年3月22日と申しますのは、3連休の後の火曜日ということでございます。

また、下の欄外の印で記載しておりますが、合併期日が平成17年3月、3月31日、3月31日までとしている協議会も相当数見られます。岐阜の広域合併協議会では、合併特例法の期限である平成17年3月までとする、となっております。

なお、先ほど申し上げましたように、本合併協議会におきましても、「現時点において平成17年3月31日を目標とする」こととし、今後の協議の進捗状況を見きわめて、より具体的な合併の期日につきまして、改めて提案したいというふうに考えております。

以上が協議第2号「合併の期日（協定項目第2号）」の説明でございます。

次に、協議第3号について御説明をいたします。

資料68ページをお開き願います。

協議第3号「市の名称（協定項目第3号）」でございますが、「市の名称は、高松市とする」と提案するものでございます。

先ほど、協議第1号におきまして、合併の方式については、高松市への編入合併とすることを提案したところでございます。先ほどの資料にもございましたが、編入合併の場合、市の名称は、通常は、編入する市町村の名称となるとされております。このようなことから、新潟市など他の幾つかの合併協議会におきましては、合併の方式についてのみ協議項目として、市の名称につきましては、合併の方式により自動的に決まるというふうな扱いをして、協議項目に含めていないところもございます。一方、協議項目としてしているところも多数ございますことから、本協議会では、市の名称につきましては基本項目の一つでございまして、関心も高いことなどを勘案して、協議項目として提案したものでございます。

以上で協議第3号「市の名称について」の説明を終わります。

続きまして、協議第4号について御説明をいたします。

資料69ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第4号「市の事務所の位置（協定項目第4号）について」でございますが、「市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする」と提案するものでございます。

事務所の位置とは、地方自治法第4条に規定している、地方公共団体の事務所の位置でございます。現在の高松市役所の位置とするものでございます。

事務所の位置につきましても、先ほどの市の名称と同様に、編入合併の場合は、通常、変更は生じないものでございますが、重要な事項でありますため、協議事項としたものでございます。

以上が協議第1号から協議第4号までの説明でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま、協議第1号から協議第4号につきまして説明がありましたが、この案件は今後の合併協議を進める上で重要な役割を持つものでございますので、本日の会議において特に御質問、御意見等がございましたら、どうぞ御発言を願いたいと存じます。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第1号から協議第4号につきましては、会議規程の定めにより、次回の第2回会議において改めて質疑及び協議を行って意見集約を図ることとさせていただきます。

会議次第5 その他（1）市町村の合併の特例に関する法律の概要等について

議長（増田会長） 次に、会議次第の5「その他」でございます。

まず、（1）の「市町村の合併の特例に関する法律の概要等について」、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、「市町村の合併の特例に関する法律の概要等について」、説明させていただきます。

本日お配りをしております資料で、別とじにしておりますが、参考資料、会議資料の後にあります参考資料をごらんいただきたいと存じます。

参考資料でございます。

まず、参考資料の表紙をめくっていただきまして、裏側に目次がございます。目次がございますように、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の概要や市町合併の手の概要、両市町の主なデータ等を参考資料として、本日配付させていただきました。

詳細につきましては、今後の合併協議の中で、その都度説明させていただくこととなり

ますので、本日は、その要点のみを説明させていただきます。

まず、資料1ページをごらんいただきたいと思います。

資料1「市町村の合併の特例に関する法律」、いわゆる合併特例法の概要でございますが、まず1には、その趣旨を記載しております。

次に、2の「合併協議会」についてでございますが、「合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する」と規定されております。また、合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任することとし、このほか、委員については、住民発議の請求代表者または同一請求代表者を加えることができることとなっております。

次に、3の「住民発議制度」でございますが、合併問題について、住民の意向を反映させるため、平成7年の合併特例法の改正により制度化されたものでございまして、有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対し、合併協議会の設置の請求を行うことができると規定されております。高松市・香南町合併協議会は、この住民発議に基づくものでございます。

次の4の「市町村建設計画」から2ページの12「地方税に関する特例」につきまして、合併協定項目等、これまでの説明の中で説明を申し上げました。重複いたしますので、省略させていただきます。

次に、2ページの一番下から3ページにかけて記載しております、13「地方交付税の額の算定の特例」について、御説明させていただきます。

合併が行われた場合には、スケールメリットにより、さまざまな経費の節減が可能となり、一般的には基準財政需要額が減少し、それに従って、地方交付税も減少することが想定されますが、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりでないことから、合併年度及びこれに続く10年度については、合併前の市町村がそのまま存在しているものとみなして交付税額を算出、交付し、合併により、交付税上、不利益をこうむることがないように配慮されるという特例でございます。

なお、その後5年度は、この増加額が、段階的に縮減されることとなっております。

次に、3ページ、14の「地方債の特例等」でございますが、これは、合併後の市町村が、市町村建設計画に基づいて行う事業、または基金の積み立てで、特に必要と認められるものは、合併年度とこれに続く10年度に限り、合併特例債をその財源にすることができ、この特例債の元利償還金の一部、70%につきまして、普通交付税措置を行うものとされております。

なお、これらの財政措置を受けるためには、平成17年3月末までに合併する必要があります。

なお、15以下の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、5ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま御説明させていただきました合併特例法の概要に関連いたしまして、昨年11月13日に、首相の諮問機関でございます第27次地方制度調査会が提出いたしました「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」について、そのポイントを簡単に説明させていただきますと存じます。

まず、1の「平成17年4月以降の合併推進について」でございますが、(1)にございますように、現行の合併特例法が失効した後の平成17年4月以降も、合併に関する新しい法律を定めて、一定期間、さらに自主的な合併を促すよう求めております。

具体的には、にございますように、合併特例債などの現行の合併特例法のような財政支援措置は廃止することといたしておりますが、にございますように、普通交付税の合併算定替、地方税の不均一課税、議員の在任特例などの合併の障害を取り除く措置、これにつきましては、引き続き残すことといたしております。

なお、(2)にございますように、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事への合併申請を行い、翌年、18年3月31日までに合併したときには、現行の合併特例法の規定を適用し、財政支援措置などを講ずるといたしております。実質的には期限の延長となるものでございます。

なお、その他の部分につきましては、本日は、時間の都合で、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ですが、合併特例法の概要についての説明でございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

6ページ、資料2「市町合併の手続の概要」でございますが、市町合併に係る手続関係について、表にまとめたものでございます。

手続といたしましては、まず、関係市町間で事前の協議を行った後、合併協議会の設置について、それぞれの議会に諮り、承認を得ます。この場合、住民発議による手続もございます。その後、会長、副会長、委員の選任など事前の協議を行い、合併協議会を設置いたします。

中段の枠の中に記載されておりますように、この合併協議会の中で、合併に係る協議や市町村建設計画に係る協議を行い、合併協議会の協議が成立をいたしますと、再び両市町の議会に諮り、それぞれの議会で市町合併について承認をいただいた後、合併申請書を作成し、知事への申請を行います。知事は、これを受けまして、申請に基づきまして、県議会の議決を経て合併の決定を行い、その旨を総務大臣に届け出ます。総務大臣は、この届け出を受理したときには直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知をいたします。

両市町の合併の処分は、総務大臣の告示により、その効力を生じることとなっております。

以上が、簡単でございますが「合併手続の概要」でございます。

次に、7ページをごらんいただきます。

資料3「高松市・香南町の主なデータ等」でございます。そこには、両市町の面積や人口、財政状況等の主要なデータを参考までに掲載いたしております。また後ほど、ごらんいただければと存じます。

次に、8ページでございますが、資料4「高松市・香南町合併協議会設置の経緯」でございます。この合併協議会は、住民発議に基づき設置されたものでございますが、香南町住民による合併協議会設置の請求から、2月2日に合併協議会が設置されるまでの経過の概要を、参考資料として掲載をいたしております。本日は、時間の都合で説明は省略させていただきます。

以上で参考資料の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5（2）高松市・香南町合併協議会第2回会議の開催予定について

議長（増田会長） ないようでございますので、それでは次に、（2）の「高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について」、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明いたします。

会議資料の一番最後、70ページをごらんいただきたいと思います。

70ページ、その他の（2）「高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について」でございますが、次回の第2回会議につきましては、来月、3月25日木曜日の午前10時から、香南町中央公民館2階講堂での開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、協議事項を記載した上、会議開催日のおおむね1週間前に送付いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 「その他」の件は以上でございますが、この際、皆様方の方で何か特に御発言等がございましたら承りたいと存じますが……。

何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは、以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたり御協議賜り、まことにありがとうございます。これをもちまして、高松市・香南町合併協議会第1回会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

今後ともよろしくお願いたします。

午前11時16分 閉会

会議録署名委員

委員

Handwritten signature in cursive Japanese characters, reading "高橋卓也" (Takahashi Takashi).

委員